

# 報

# 告

## 郡市医師会個人情報保護担当理事 連絡協議会を開催

本年4月から個人情報の保護に関する法律が全面施行されたが、北海道医師会では、4月23日(土)に郡市担当役員・職員を対象に、郡市医師会個人情報保護担当理事連絡協議会を開催した。

飯塚会長の挨拶の後、榊山常任理事から日医で開催された都道府県医師会個人情報保護担当理事連絡協議会ならびに個人情報保護法の概要説明や、赤倉副会長による医療機関における個人情報の保護に関する要旨や注意点の説明、また宮本常任理事より北海道医師会の事業所としての対応説明があった。

さらに、矢吹顧問弁護士より全体を通してアドバイスがあり、個人情報の第三者提供について警察等の照会であっても、特に患者の不利になるような事柄は、強制力のある書類がないと回答しないという方針がよいというコメントがあった。

最後に、未成年者における家族への情報提供については本人の不利益になるような場合慎重に対応すべきであるといったことや、認知症の場合は難しい面もあるが本人の一番身近にいる人と話し合うべきである等の質疑応答が行われた。

なお、本会議の様子はTV会議システムにて函館市・旭川市医師会に中継された。

—医療安全部—

